

(参 考)

中小企業総合振興資金
「経営環境変化対応貸付【認定企業】アーB (SN2号)」
※ダイハツ工業 (株) 生産停止関連

融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 →「特定中小企業者」の認定は、事業所が所在する市町村が行う。 →認定を受けるためには、以下の要件をすべて満たすことが必要。 ①ダイハツ工業株式会社又はダイハツ九州株式会社と直接的又は間接的に取引を行っており、同社の事業活動に20%以上依存していること。 ②事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1か月間の売上高や販売数量等の実績が前年同月比で10%以上減少していること。 ③上記②の後の2か月を含む3か月間の売上高や販売数量等の実績又は見込みが前年同期比で10%以上減少していること。
資金用途	事業資金 (設備・運転)
融資期間	10年以内 (うち据置3年以内)
融資金額	2億円以内
融資利率	[固定金利] 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% [変動金利] 年1.0% (融資期間3年超に限る)
信用保証	すべて信用保証協会の保証付き
取扱期間	令和5年12月20日~令和6年12月19日 ※取扱期間は、セーフティネット保証の指定期間と同じ。